

県立学校家族休暇制度の試行について

令和7年7月

県立コザ高等学校（全日制課程）

県教育庁県立学校教育課

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

3 試行期間

令和7年9月3日～令和8年3月18日

4 対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

5 取得できる日数

試行期間中3日まで（1日単位・分散取得可）

6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

7 取得できない日

別表参照（次ページ参照）

注）本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は、取得できません。詳しくはQ&Aをお読みください。

8 対象となる活動

保護者とともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

9 届出手続き

(1) 本校の様式に記入し、担任へ提出して下さい。

10 届出期限

取得希望日の1週間前までに届け出てください。

※取得可能か判断する為。

11 授業への対応

自主学习での対応となり、補習等はいりません。授業のプリント等については、担当の先生にお問い合わせください。

12 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

13 報告書等の提出

報告書等の提出はありません。

14 アンケートの実施

本制度の課題等を把握するため、3学期頃を目途にアンケートを実施します。ご協力よろしくお願いします。

※別表

【家族休暇を取得できない日】学年・学校全体の活動がある日

月	日	曜日	備考	月	日	曜日	備考
9	1	月	始業式	11	26	水	後日受験①
9	2	火	第2回実力テスト	11	27	木	後日受験②
9	30	火	探究活動(1・2年)	11	28	金	後日受験③
10	1	水	中間テスト①	12	25	木	2学期終業式
10	2	木	中間テスト②	1	6	火	3学期始業式
10	3	金	中間テスト③	1	23	金	平和フィールドワーク(2年)
10	6	月	後日受験①	1	30	金	命の尊さを考える日
10	7	火	後日受験②	2	2	月	学年末考査①
10	8	水	後日受験③	2	3	火	学年末考査②
10	15	水	体育祭りハーサル	2	4	水	学年末考査③
10	18	土	体育祭	2	5	木	3年生を送る会
10	23	木	総探2学年全体発表会(1・2年)	2	6	金	後日受験①
11	7	金	地震・津波避難訓練	2	9	月	後日受験②
11	16	日	創立80周年記念式典	2	10	火	後日受験③
11	19	水	期末考査①	2	28	土	卒業式予行演習
11	20	木	期末考査②	3	1	日	卒業式
11	21	金	期末考査③	3	3	火	一般選抜会場作成
11	25	火	芸術鑑賞会	3	19	木	修了式

「県立学校家族休暇制度」Q & A

Q1 「県立学校家族休暇制度」とは何ですか。

A1 家族で過ごす時間を確保するため、保護者の責任のもとで幼児児童生徒が平日に休暇を取得することができる制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

Q2 取得できる日数は何日ですか。また、連続で取得することはできますか。

A2 取得できる日数は試行期間中3日までで、1日単位での取得となります。連続して取得することも、分散して取得することも可能です。

Q3 いつでも取得できますか。

A3 学校行事がある日や定期テストなどがある日、その他学校が取得できない日と定める日は取得できませんので、予め行事計画表等をご確認ください。

Q4 急きょ保護者の休みが取れることになった場合、前日に取得を届け出ることはできますか。

A4 計画的な取得を奨励しており、また、学校も早めに把握する必要があることから、なるべく1週間前までの届出をお願いします。

Q5 どのような活動であれば取得の対象になりますか。

A5 取得中の活動場所や活動内容等について特に制限はありません。ただし自宅内外を問わず保護者同伴を原則とします。

Q6 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。

A6 この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することを目的に取得することはできません。

Q7 取得することで生じる学習の遅れはどうすればよいですか。

A7 家族休暇は通常の欠席と同様の対応となることから、補習等はいりません。自主学習や家庭学習などにより補っていただくようお願いします。授業のプリント等については学校にお問い合わせください。

Q8 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

A8 家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であり、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。

Q9 もともと欠席や欠課が多く、出席時数不足や出席日数不足の懸念があるのですが、取得しても大丈夫でしょうか。

A9 もともと欠席や欠課が多く、取得することにより出席時数や出席日数の規定を満たすことができなくなり、未履修や原級留置となる場合は、取得することはできません。また、取得後

に出席時数不足や出席日数不足がわかった場合でも、学校は取得を取り消すことはできません。取得を検討する際は、欠席や欠課の状況を十分ご確認ください。

県立高校における履修・原級留置について

県立高校では、各科目の履修の条件に「年間で出席すべき授業時数の3分の2以上の出席」を規定しています。

また、ほとんどの場合、進級の条件に「すべての科目の履修」と「年間で出席すべき授業日数の3分の2以上の出席」を規定しています。

家族休暇は欠席にはなりませんが、もともと欠席や欠課が多い生徒が家族休暇を取得した場合、以下のように出席すべき時数や日数が減ってしまうことで規定を満たせなくなり、未履修や原級留置になってしまう可能性があります。

※3日取得により、ある科目が出席時数不足となり未履修となる例

(年間授業時数 35、取得前の出停・忌引等 0、欠課時数 11 と仮定)

	A 年間 授業 時数	B 出停 忌引 等	C=A-B 出席 すべき 時数	D 欠課 時数	E=C-D 出席 時数	F=C×2/3 出席 すべき 時数の 2/3	
取得前	35	0	35	11	24	23.3	E>F 出席時数は 2/3 を超えている →履修
取得後	35	3	32	11	21	21.3	E<F 出席時数が 2/3 を下回ってしまう →未履修

↑欠課にはならなくても未履修になってしまう！

※3日取得により、出席日数不足となり原級留置となる例

(年間授業日数 200、取得前の出停・忌引等 0、欠席日数 66 と仮定)

	A 年間 授業 日数	B 出停 忌引 等	C=A-B 出席 すべき 日数	D 欠席 日数	E=C-D 出席 日数	F=C×2/3 出席 すべき 日数の 2/3	
取得前	200	0	200	66	134	133.3	E>F 出席日数は 2/3 を超えている →未履修科目がなければ進級
取得後	200	3	197	66	131	131.3	E<F 出席日数が 2/3 を下回ってしまう →原級留置

↑欠席にはならなくても原級留置になってしまう！



県立学校 家族休暇制度の試行について

県立学校家族休暇制度とは

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業をはじめとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられています。

本制度は、保護者の責任のもとで子どもたちが平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。

制度の概要についてはこちら↓



沖縄県・沖縄県教育委員会



<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/edu/1008819/1008843/1035521.html>

【制度の概要】

■試行期間

令和7年度2・3学期

■対象

全県立学校の幼児・児童・生徒

■取得できる日数

試行期間中3日まで

■休暇の取扱い

出席停止・忌引等
※欠席にはなりません。

■取得できない日

学校行事や定期テスト等がある日、その他学校が定める日
※(高校・一部の特支)取得することで出席日数不足・出席時数不足になる生徒は取得できません。

■対象となる活動

保護者ととともに過ごす活動であれば、特に制限はありません。

詳細は
「説明資料」「Q&A」を
ご覧ください

【届出について】

■届出の期限

高校…取得日の1週間前まで
県立中・特支…学校にご確認ください
(期限を過ぎると給食費の負担が発生する場合があります)。

■届出の方法

学校によって異なりますので、学校からの資料をご確認ください。

行事やテストの日は取得できません。予め行事計画をご確認ください

【お問い合わせ先】

■制度全般に関すること

県教育庁県立学校教育課
電話：098-866-2715

■届出手続等に関すること

各学校にお問合せください。

【県立学校家族休暇に係る申請書】

◎提出前チェック（下記、□にレを記入願います。）

- ☐ 「保護者向け説明資料」を確認しました。
- ☐ 通算の申請日数が、令和7年度の取得3日間以内を確認しました。
- ☐ 1日単位の取得であることを確認しました。
- ☐ 保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間です。

（下線部を記入し担任へ提出して下さい。）
※なるべく、1週間前までの届出をお願いします。

申請内容

1. 年・組・出席番号・氏名

_____年_____組_____番 氏名_____

2. 保護者氏名 _____印

（押印がない場合、無効となります。）

3. 申請期間

令和_____年_____月_____日 ～ （1日の場合、上段のみ）

令和_____年_____月_____日